

様似下水終末処理場ほか維持管理委託業務仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、「様似下水終末処理場ほか維持管理委託業務」(以下、本業務と言う。)を円滑に履行するために必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受託者は、様似下水終末処理場ほかの機能を十分發揮できるよう契約書、本仕様書及び関係法令等を遵守し、能率的、経済的、かつ安全に業務を履行しなければならない。

(委託施設の名称及び所在地)

第3条 受託者が業務を履行する施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 様似下水終末処理場 様似町栄町
- (2) マンホールポンプ所施設 様似町西町～平字（第2章参照）

(業務対象設備)

第4条 受託者が業務を履行する主要な設備は次のとおりとする。

- (1) 様似下水終末処理場
 - ① 流入・ポンプ設備
 - ② 水処理設備
 - ③ 最終沈澱池設備
 - ④ 減菌・放流設備
 - ⑤ 汚泥濃縮設備
 - ⑥ 薬品注入・汚泥脱水設備
 - ⑦ 水質試験設備
 - ⑧ 電気・計装設備
 - ⑨ 非常用自家発電設備
 - ⑩ 脱臭・給排気設備
 - ⑪ 建築付帯設備
- (2) マンホールポンプ所施設
 - ① ポンプ設備
 - ② 電気・計装設備

(業務内容)

第5条 維持管理業務の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 処理設備及び建築付帯設備の運転操作、監視、保守点検、記録、報告
- (2) 処理設備及び建築付帯設備の軽微な故障修理（本業務内で発見された故障、不具合に対して、特殊工具及び高度な専門技術を必要としない修理を言う。）
- (3) 別表1に記載する水質分析試験
- (4) 沈砂、し渣、脱水汚泥搬出運搬業務

運搬先については、委託者が別途契約する最終処分場施設を指定するが、委託者の事情で胆振日高圏域以外の地域に運搬先が変更となった場合には、委託者と受託者が双方協議してこれを解決する。

- (5) 処理設備及び建築付帯設備の日常的な清掃及び管理
- (6) マンホールポンプ所施設の運転操作、保守清掃、巡視点検、記録、報告
- (7) マンホールポンプ所施設の軽微な故障修理（本業務内で発見された故障、不具合に対して、特殊工具及び高度な専門技術を必要としない修理を言う。）
- (8) 運転・維持管理に必要な管理台帳の整備及び管理
- (9) 運転・維持管理に必要な消耗品等の管理・調達
- (10) 薬品・燃料の管理・調達
- (11) 消防設備の法定検査
- (12) 施設敷地内の日常的な整備・防火・清掃・草刈・樹木及び芝の管理・除雪(敷地範囲は別表2とする)
- (13) 大雨、台風等災害時の緊急連絡及び動員体制の確保
- (14) 夜間及び休日の警報発生時の現場確認及び対応
- (15) その他上記に関わる業務

(業務の遂行)

第6条 受託者は、本仕様書に示す業務を遂行するにあたり、必要な人員配置・支援体制を整備し、契約の履行に万全を期さなければならない。

- (1) 受託者が、契約書、仕様書に基づく業務の一部を再委託する場合、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 承諾を受けるべき項目
 - ① 再委託を行う業務の内容
 - ② 再委託を行う理由及び法令上の根拠
 - ③ 再委託先の名称及び選定理由

(従事者の能力基準)

第7条 従事者は、職種別に次の資質を有するものとする。

- (1) 総括責任者：下水道法第22条第2項の有資格者又は同等と認められるもので、高度な技術を有し、かつ総括の任に当たる能力がある者。
- (2) 保守整備員：総括責任者の補佐の任にあたる能力を有し、かつ全般的な技術管理業務に従事できる者。
- (3) 補助事務員：補助業務及び施設の清掃に従事できる者。

(総括責任者の職務)

第8条 総括責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 契約書、本仕様書等の内容及び業務内容を把握し、現場の責任者として常に従事者の指導、監督を行うこと。
- (2) 従事者の研修を行い技能の向上に努めるとともに安全管理、衛生管理に十分注意し事故防止に努めること。
- (3) 日常の業務状況を隨時委託者に報告するとともに、必要があれば協議を行うこと。

(法定資格者の選任)

第 9 条 受託者は、本業務に必要な法定資格者を選任しなければならない。また、本業務に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 第 3 種下水道技術検定合格者（下水道管理技術認定試験（処理施設）合格者含む）
- (2) 第 2 種電気工事士、または認定電気工事從事者と認められた者
- (3) 消防設備士（乙種第 4 類及び乙種第 6 類）
- (4) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
(旧第 2 種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者含む)
- (5) 有機溶剤作業主任者技能講習修了者
- (6) 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者
(旧特定化学物質等作業主任者技能講習修了者含む)
- (7) 玉掛け技能講習修了者
- (8) 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
- (9) 床上操作式クレーン運転技能講習または、クレーン運転の業務に係る特別教育修了者
- (10) アーク溶接等の業務に係る特別教育修了者
- (11) 自由研削用砥石の取替え等の業務に関わる特別教育修了者
- (12) 刈払機取扱作業者安全衛生特別教育修了者
- (13) 中型自動車免許（総重量 8 t 以下）
- (14) その他維持管理業務に必要な資格

(事故の防止)

第 10 条 受託者は、施設機能の維持に努め、非常事態発生の恐れがあるときは、昼夜の別なく所要の人員を配置待機させるとともに、応急措置に対する準備をしておかなければならぬ。

2 前項の場合において、特に豪雨、落雷、台風等影響が大きいと予想された場合は、事前に委託者と打合せを実施し万全の準備を行わなければならない。

(緊急時の体制)

第 11 条 受託者は、緊急時に備え、従事者を緊急動員できる体制を確立しなければならぬ。

(提出書類)

第 12 条 受託者は、契約締結後速やかに下記書類を委託者に提出しなければならぬ。

- (1) 着手届
- (2) 総括責任者選任届（経歴及び資格書添付）
- (3) 法定資格者選任届（経歴及び資格書添付）
- (4) 事務所等使用願
- (5) 再委託承認願い
- (6) 業務実施計画書
 - ① 実施方針
 - ② 管理体制表（現場組織図等を含む）
 - ③ 管理実施計画（保守点検、運転操作監視、水質試験等の実施計画及び薬品、燃料、消耗品等の調達、管理方法）
 - ④ 緊急時の体制及び対応

⑤ 安全管理（安全衛生組織及び教育訓練等の実施計画を含む）

(7) その他委託者が必要と認める書類

2 契約期間が満了したときは、速やかに完了届を提出しなければならない。

3 上記提出書類に変更が生じたときは、直ちに変更届を提出しなければならない。

第2章 維持管理業務仕様

（施設概要）

第13条 受託者が業務を履行する施設の概要は次のとおりとする。

(1) 様似下水終末処理場

① 供用開始	平成11年3月
② 排除方式	分流式
③ 処理方式	オキシデーションディッチ法
④ 処理能力	3系列3池 日最大 1,725m ³
⑤ 汚泥処理方式	重力濃縮、脱水、脱水汚泥搬出処分
⑥ 放流基準値	BOD 15mg/L以下 pH 5.8以上 8.6以下 SS 40mg/L以下 大腸菌数 1cm ³ につき800CFU(コロニー形成単位)/mL 上記の他、水質汚濁防止法による規制値
⑦ 放流先	2級河川様似川

マンホールポンプ所は、以下8箇所を委託範囲とする。

(1) 大通マンホールポンプ所

① 供用開始	平成11年3月
② 汚水ポンプ	100mm 5.5kw 1.2m ³ /min 2台
污水ポンプ	100mm 3.7kw 0.8m ³ /min 1台

③ 圧送先 様似下水終末処理場

(2) 本町マンホールポンプ所

① 供用開始	平成13年11月
② 汚水ポンプ	150mm 7.5kw 2.1m ³ /min 2台
③ 圧送先	様似下水終末処理場

(3) 西町第3マンホールポンプ所

① 供用開始	平成15年4月
② 汚水ポンプ	100mm 3.7kw 1.5m ³ /min 2台
③ 圧送先	本町マンホールポンプ所

(4) 平字第1マンホールポンプ所

① 供用開始	平成16年4月
② 汚水ポンプ	80mm 1.5kw 0.45m ³ /min 2台
③ 圧送先	大通マンホールポンプ所

(5) 平字第2マンホールポンプ所

- ① 供用開始 平成17年4月
② 汚水ポンプ 80mm 1.5kw 0.45m³/min 2台
③ 圧送先 平宇第1マンホールポンプ所
- (6) 西町第2マンホールポンプ所
① 供用開始 平成17年8月
② 汚水ポンプ 80mm 3.7kw 1.2m³/min 2台
③ 圧送先 西町第3マンホールポンプ所
- (7) 西町第1マンホールポンプ所
① 供用開始 平成18年12月
② 汚水ポンプ 80mm 1.5kw 0.3m³/min 2台
③ 圧送先 西町第2マンホールポンプ所
- (8) 平宇第3マンホールポンプ所
① 供用開始 平成24年1月
② 汚水ポンプ 50mm 0.4kw 0.12m³/min 2台
③ 圧送先 平宇第2マンホールポンプ所

(機器の運転操作)

第14条 受託者は、業務実施計画書に沿って各種機器の機能等を十分理解し、運転操作を適正に行わなければならない。

(機器の点検、整備結果)

第15条 受託者は、毎月の点検、整備の結果を記録してまとめ、翌月10日までに委託者に報告しなければならない。

2 点検の結果、異常を発見した場合には、速やかにその状況を委託者に連絡し、その対応を協議しなければならない。

(修理、造作)

第16条 受託者は、点検整備で発見した不良箇所や故障の破損箇所のうち、備付け工具、消耗機材、支給材等を用いて修理可能なものについては、委託者の承認を得て修理しなければならない。ただし、緊急を要する場合は応急処置を行った後、委託者に報告するものとする。

(安全、衛生の確保)

第17条 下水終末処理場には、多くの機械、電気設備等が設置され、又酸素欠乏や有害ガスが発生する恐れのある箇所があるため業務の実施にあたっては安全の確保に十分留意しなければならない。

2 下水中には、各種の細菌や寄生虫卵等が多く含まれているので、衛生には十分留意しなければならない。

(火災の防止)

第18条 受託者は、火元責任者を定め、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

(盗難等の防止)

第19条 受託者は、現場における施設機器、備品工具等の盗難及び不法侵入者の防止に努めなければならない。

ならない。

第3章 そ の 他

(委託外業務)

第 20 条 次の業務については、委託者の責任において行うものとする。

- (1) 法定検査（電気保安業務）
- (2) 計装設備整備業務（軽微な補修は除く）
- (3) 大型機械の故障修理（軽微な補修は除く）
- (4) 甲乙協議の上、甲が認めたもの

(事務所等の使用)

第 21 条 業務履行に必要な事務室、控室、浴室、トイレ、駐車場等（以下「事務室等」という。）は、契約期間中無償で貸与する。

- 2 事務室等の使用期間中、受託者の責任で汚損等があった場合には、委託者に報告のうえ、受託者の費用で直ちに修復しなければならない。
- 3 事務室等の使用に伴う光熱水費については、第 24 条に掲げる支給品を除いて、受託者の負担とする。

(完成図書、工具等)

第 22 条 業務履行上必要と認めた完成図書、備品工具等は委託者が貸与する。

- 2 受託者は、貸与された物品について台帳を作成し、その保管状況を明らかにしておかなければならぬ。
- 3 貸与品を損傷又は紛失した場合には、受託者がこれを弁償しなければならない。
- 4 点検整備、小修理に必要な工具類や測定機器類は原則として受託者の負担とする。

(什器、備品及び事務用品等)

第 23 条 業務処理に必要な什器、事務備品、事務用品等は、第 24 条に掲げる支給品を除いて、受託者の負担とする。

(委託者の負担経費)

第 24 条 業務上必要とする次の経費は委託者が負担する。なお、その受け渡し及び取扱上の注意事項については、委託者の指示に従うものとする。

- (1) 光熱水費（電気、水道）
- (2) NTT 回線使用料（委託者回線）
- (3) 燃料費（暖房用灯油及び自家発電機用軽油）
- (4) 委託者が定める修理、整備費
- (5) NHK 受信料
- (6) その他委託者が認めたもの

(受託者の負担経費)

第 25 条 以下の経費については、受託者の負担とする。

- (1) 水質試験用試薬・器具類
- (2) 汚泥脱水用凝集剤
- (3) 固形塩素剤
- (4) 委託者が指定する修繕費
- (5) NTT 回線使用料（受託者回線）

（受託者の創意工夫）

第 26 条 受託者は、業務の履行にあたり、常に創意工夫を心がけ、施設の効率化を目指さなければならぬ。なお、施設の改変に及ぶ場合は、委託者と協議し、承諾を得なければならない。

（地元業者の活用）

第 27 条 受託者は、地元企業で対応できるものは、地元企業を活用することとし、物品等の調達については、町内で購入するよう努めなければならない。

（従事者の服装等）

第 28 条 受託者は、従事者に清潔で作業に安全な服装をさせ、受託者の職員であることを明示する社章等を着用させなければならない。

（疑義）

第 29 条 本仕様書に疑義が生じた場合には、両者協議のうえ、定めるものとする。

2 本仕様書に明示されていない事項について必要のある場合には、両者協議のうえ、定めるものとする。

別 表 1 水質分析項目と回数

1) 日常試験（毎日）

- a. 放流水、流入水、処理水
温度・透視度・pH・DO・SS
- b. ディッヂ混合水、返送汚泥
温度・pH・SV・MLSS・MLDO・RSSS

2) 中試験（2回／月）・・・日常試験の他に以下の項目を加える

- a. 放流水、流入水、処理水
COD・BOD・大腸菌数・アルカリ度・塩素イオン・生物相検鏡
- B 処理水：アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素（パックテスト）
放流水：アンモニア性窒素（パックテスト）

3) 放流水水質分析

- a. 有害物質項目 水質汚濁防止法
・分析回数～4回／年

項	目
カドミウム及びその化合物	フェノール類含有量
シアン化合物	銅含有量
有機燐化合物	亜鉛含有量
鉛及びその化合物	溶解性鉄含有量
六価クロム化合物	溶解性マンガン含有量
砒素及びその化合物	クロム含有量
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	窒素含有量
アルキル水銀化合物	燐含有量
ポリ塩化ビフェニル	1,4-ジオキサン
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	
1,1-ジクロロエチレン	
シス-1,2-ジクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	
1,1,2-トリクロロエタン	
1,3-ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン及びその化合物	
ほう素及びその化合物	
ふつ素及びその化合物	

・分析回数～2回／月（24回／年）

ノルマルヘキサン抽出物質含有量	アンモニア・アンモニウム化合物・ 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
-----------------	-----------------------------------

b. 一般項目 水質汚濁防止法及び下水道法

項 H 大腸菌数	目 S S B O D
----------------	----------------------

5) 脱水ケーキ分析（2回／年）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

項	目
アルキル水銀化合物	1,2-ジクロロエタン
水銀又はその化合物	1,1-ジクロロエチレン
カドミウム又はその化合物	シス-1,2-ジクロロエチレン
鉛又はその化合物	1,1,1-トリクロロエタン
有機燐化合物	1,1,2-トリクロロエタン
六価クロム化合物	1,3-ジクロロプロペン
砒素又はその化合物	チウラム
シアノ化合物	シマジン
ポリ塩化ビフェニル	チオベンカルブ
トリクロロエチレン	ベンゼン
テトラクロロエチレン	セレン又はその化合物
ジクロロメタン	1,4-ジオキサン
四塩化炭素	

6) 汚泥試験（脱水機運転日）

a. 脱水ケーキ、脱水ろ液、供給汚泥

- ・蒸発残留物・含水率
- ・強熱減量

7) 汚泥精密試験（1回／月）・・・汚泥試験の他に以下の項目を加える

a. 余剰汚泥、濃縮汚泥、供給汚泥、脱水ろ液

- ・pH
- ・温度
- ・アルカリ度

全体配置図

500:1

処理方式	
水 处理	オキシデーションディップ法
汚泥処理	重力濃縮 + 機械脱水
計画汚水量(日最大)	
全 体	2,700m ³ /日
既 塾	1,800m ³ /日
今 回	900m ³ /日

業務内容 5条関係 別表2 施設敷地内略図

様似下水終末処理場

